



時間外労働 に関する協定届
休日労働

労働保険番号	32-1-02-130007-000
法人番号	7280002007216

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
電気機械器具製造業	有限会社 へのせ電子 三絡事業所	〒 699-0504 島根県出雲市斐川町三絡1180-6 (電話番号： 0853-73-7280)	令和5年4月1日 から1年間

時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				
					1日		1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
① 下記②に該当しない労働者									
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	製品の納期期限内完納、取引先からの増産対応	生産管理	5	7時間40分	15時間	42時間	320時間		
	製品の納期期限内完納、取引先からの増産対応	組立工	56	7時間40分	15時間	42時間	320時間		
	月末事処理務対応、決算事務	事務員	1	7時間40分	15時間	42時間	320時間		

休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる	
					法定休日の日数	法定休日における始業及び終業の時刻
製品の納期期限内完納、取引先からの増産対応	製品の納期期限内完納、取引先からの増産対応	生産部門	61	年間休日カレンダー	1カ月の内2日以内	8時15分～17時00分
		事務員	1	年間休日カレンダー	1カ月の内2日以内	8時15分～17時00分

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2023年 3月 30日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 事務職
氏名 曾田 知美

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 労働者全員による推薦決定 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2023年 月 日

使用者

職名 有限会社 へのせ電子 代表取締役
氏名 二瀬 武博

出雲 労働基準監督署長殿



時間外労働 に関する協定届 (特別条項)
休日労働


様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)	
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)	令和5年4月1日
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)					
通常の生産量を大幅に超える受注が集中し納期が逼迫した場合	生産部門	61			6回	89時間00分	25%	720時間	25%
月末事務処理対応、決算事務	事務員	1			6回	89時間00分	25%	720時間	25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前通知							
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) 10	(具体的内容) 対象労働者へ健康状態の確認及び医師または保健師面談の希望確認を行い、希望の場合面談実施。						
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>									

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2023年 3月 30日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の


職名 事務職
氏名 曾田 知美 

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(労働者全員による推薦決定)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2023年 月 日

使用者 職名 有限会社 へのせ電子 代表取締役
氏名 二瀬 武博 

出雲 労働基準監督署長殿



1年単位の变形労働時間制に関する協定届

副

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数	
電気機械器具製造業	有限会社 へのせ電子 三絡事業所	出雲市斐川町三絡1180-6 (0853-73-7280)		62人	
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の 平均労働時間数	協定の有効期間	
62人 (人)	1年間 (2023年4月1日)	(別紙)	35時間14分	2023年4月1日 2024年3月31日	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	7時間40分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	46時間00分 (時間 分)	対象期間中の総労働日 数	239日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	6日間		
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間		
旧協定の対象期間	1年間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	7時間40分		
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	46時間	旧協定の対象期間中の総労働日数	241日		

協定成立年月日 2023年3月30日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 専務
氏名 曾田 知美

協定当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (労働者全員の推選決定)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2023年 月 日

使用者 職名 (有)へのせ電子 代表取締役

氏名 二瀬 武博



出雲労働基準監督署長 殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に变形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該变形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。



1年単位の変形労働時間制に関する協定書

副

(有)のせ電子 代表取締役 二瀬武博 と 労働者代表 曾田 知美 は、労働基準法第32条の4の規定に基づき、1年以内の期間を単位とする変形労働時間制(以下「変形勤務」という)の実施について次のとおり協定する。

第1条 (変形労働時間制を実施する時期)

変形勤務を適用する時期、 2023年4月1日 より 2024年3月31日 までの1年間とする。

第2条 (対象者)

全ての従業員とする。

第3条 (勤務時間、休日)

①変形勤務における1日の勤務時間は休憩時間を除き 7時間40分 とし、始業・終業・休憩時間は、次のとおりとする。

始業時間	8時15分	～	終業時間	17時00分
休憩時間	10時40分	～	10時50分	
	12時00分	～	12時45分	
	15時10分	～	15時20分	

②年間休日は 127日 とし、年間労働時間は 1832時間20分 とする。
各月の休日は別添休日カレンダーに定めるところによる。

第4条 (時間外休日労働)

会社は、業務上臨時の必要に応じ、労働基準法第36条に定める労使協定を締結した場合は、法定労働時間を超え、または法定休日に労働を命じることがある。

第5条 (割増賃金)

変形労働時間を採用した場合における法定時間労働に対しては、労働基準法第37条に定める割増賃金を、1日、1週、変形期間ごとに計算して所定賃金支払日に支払う。

第6条 (変形期間の途中で、採用または退社する者の取り扱い)

変形期間の途中で採用された者、退職する者等、変形期間の全ての期間に雇用関係のない者については、そのものが労働した期間を平均して、1週あたり40時間を超えた労働時間分について、労働基準法第32条の4の2の規定に基づく割増賃金を支払う。

第7条 (休日の振替等)

会社は、やむを得ない業務上の都合により、臨時に各従業員に対し勤務時間の繰り上げ、繰り下げまたは休日の振替を原則として1ヶ月以内の範囲で行うことがある。

第8条 (特別の配慮を要する従業員の取り扱い)

①妊産婦または産後1年以内の女性従業員が希望した場合は、1日 7時間40分 1週 38時間20分 を超えて労働させることはない。

②次の者については、本人の申し出により、業務の都合等事情を考慮したうえ、特別の配慮をする。

- 育児を行う者
- 老人等の介護を行う者
- その他特別の配慮を要する者

第9条 (有効期間)

本協定は 2023年4月1日 から1年間有効とする。

協定成立日 2023年 3月 30日

労働者代表 三絡事業所

職名

事務職

氏名 曾田 知美

使用者

職名 代表取締役

氏名 二瀬 武博 印

